

平成24年第2回定例会（9月議会）
建設部 提出資料

建設委員会

【所管事項】

○ 建設政策課	「秋田県建設産業振興プラン（仮称）」の策定について . . .	1
○ 建設政策課	建設工事入札参加資格審査（格付審査）の 格付基準の見直し（案）について	3
○ 下水道課	あきた循環のみず推進計画について	5
○ 道路課	雪沢大橋の補修工事について	6
○ 道路課	海拔表示シートの設置について	7

「秋田県建設産業振興プラン（仮称）」の策定について

平成24年9月14日
建設政策課
技術管理課

1. 策定の趣旨

県内の建設産業は、良質な社会資本整備の担い手として、また災害時の速やかな復旧など地域の安全・安心を確保する上で、大きな役割を担っている。

しかしながら、近年建設投資が減少する中で、厳しい経営環境に置かれている。

このため、これまでの取り組みを踏まえながら、経営力と技術力に優れ、地域に貢献する建設産業の振興を図るための施策を示す「建設産業の振興のためのプラン」を策定するものである。

2. 計画期間 平成25年度から概ね5年間

3. プランの内容（骨子案）

(1) 県内建設産業の現状

(2) 建設産業の役割

- ① 良質な社会資本整備の担い手
- ② 防災・除雪等地域の安全・安心の確保
- ③ 地域の基幹産業として経済・雇用の下支え

(3) 本県建設産業の課題

- ① 技術力の継承と人材の確保・育成
- ② 地域社会の維持・確保
- ③ 地域経済・雇用の確保

(4) 建設産業振興の基本方針

- ① 技術力に優れた建設業
- ② 経営力に優れた建設業
- ③ 地域に貢献する建設業
- ④ 建設市場における適正な競争環境の整備

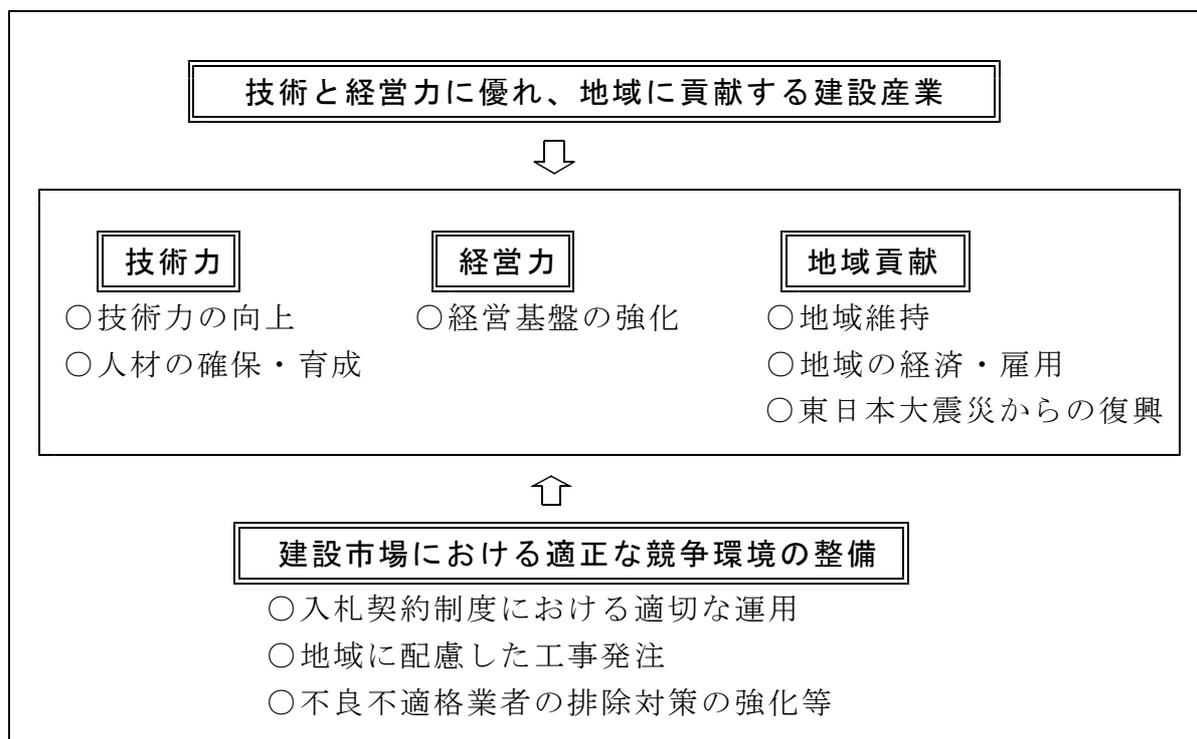
(5) 基本方針に基づく施策

4. 策定スケジュール

- 8月～9月 県内格付業者・県政モニターを対象にアンケート調査
- 10月 秋田県建設業審議会
- 12月 県議会建設委員会

(別紙)

◎ 建設産業振興の基本方針



◎ 建設業の経営状況等に関するアンケート調査結果概要（速報値）

- 1 対象 県内格付業者1,236者、回答数670者（回収率54.2%）
- 2 調査時期及び方法 平成24年8月、電子メールで調査依頼
- 3 調査結果の概要（複数回答）
 - (1) 最近の経営状況・・・やや下降（33.7%）、かなり下降（25.1%）
 - (2) 経営上の懸念・・・工事量減少（89.0%）、収益低下（85.5%）
 - (3) 経営上の課題・・・受注確保（90.6%）、人材確保・育成（63.6%）
 - (4) 行政への要望
 - ①融資・助成制度の充実（49.7%）
 - ②入札契約制度
 - 切れ目のない発注（81.0%） 分離・分割発注（45.4%）
 - ダンピング対策（36.0%）、地域要件の維持（34.9%）
 - 格付の施工実績要件の引き下げ（33.3%）
 - (5) 東日本大震災の復興支援
 - ①復興支援活動
 - 未実施（66.6%）→うち検討中（5.2%）、検討する（61.2%）
 - 実施（31.6%）→うち被災地での工事受注（87.7%）

建設工事入札参加資格審査（格付審査） の格付基準の見直し（案）について

平成24年9月14日
建設政策課

1 格付審査制度と格付基準について

- 県工事の入札に当たり、的確な履行能力を持つ建設企業を厳正かつ効率的に選定するため、入札参加資格審査（格付審査）を実施している。
- また、本県では、対象14工種のうち、一般土木、建築一式、ほ装の3工種において、最高元請金額及び年平均元請金額の施工実績を上位等級に必要な基準として定めている。
- 県内建設業団体からは、近年、公共投資が減少する中で、元請金額の確保が困難な状況にあるとして、格付基準の見直し要望が提出されている。

◎ 平成25・26年度格付審査の基準（例：一般土木A級）

① 総合点数 一定点数以上（各工種・等級ごと）

客観点数〔全国統一基準〕・・・経営事項審査の総合評定値（P点）

- 【評価項目】
- ① 経営規模（完成工事高、自己資本・利益額）
 - ② 経営状況（経営状況分析：負債抵抗力等8項目）
 - ③ 技術力（技術職員数、元請完成工事高）
 - ④ その他の審査項目（社会性等：労働福祉等8項目）

+

発注者別評価点数〔秋田県独自基準〕

- 【評価項目】
- ① 工事成績
 - ② 指名停止の状況
 - ③ 営業内容
 - ④ 技術者の保有状況
 - ⑤ 社会的要請への対応
 - ⑥ 新分野進出
 - ⑦ 地域貢献活動
 - ⑧ 若年者雇用

② 有資格技術者の保有状況 10名以上（うち1級4名以上）

③ 施工実績
最高元請金額※1 3,500万円以上
平均元請金額※2 1億4,000万円以上

④ 自己資本額 2,000万円以上

※1：最高元請金額・・・審査基準日以前2年間の完成工事高の最高額

※2：平均元請金額・・・審査基準日以前の2年間、または3年間の平均完成工事高

2 格付基準の見直しについて

- 現行の元請金額の基準を今後も変更しない場合には、過度な受注競争と企業収益の悪化のため、県内建設業の健全な発展が阻害されることが懸念されるため、基準の見直しが必要と考えている。
- 現在、施工実績のうち平均元請金額の基準を撤廃し、最高元請金額を現行どおりの基準とする見直し（案）をもとに、建設業審議会において審議をいただいている。
- また、有資格技術者の保有状況、自己資本額などの他の条件についても、上位等級の基準として、県工事の品質確保に必要な項目として重要な役割を果たし、格付制度の基本方針の一体性は確保されていくと考えている。

平成23・24年度格付及び平成25・26年度格付

工種	等級	最高元請金額	年平均元請金額
一般土木 建築一式	A	3,500万円以上	1億4,000万円以上
	B	1,000万円以上	4,000万円以上
	C	基準の要件なし	基準の要件なし
ほ装	A	1,500万円以上	6,000万円以上
	B	500万円以上	2,000万円以上

3 見直し(案)

- 年平均元請金額の施工実績の条件を撤廃。
- 平成27・28年度格付審査から実施。

平成27・28年度格付

審査基準日 : 平成25年10月1日～平成26年9月30日
格付有効期間 : 平成27年5月1日～平成29年4月30日

撤 廃

4 日程等

- 第1回建設業審議会（7月19日）
- 第2回建設業審議会（10月9日）（予定）

あきた循環のみず推進計画について

平成24年9月14日

下水道課

1 主旨

- 生活排水処理事業（下水道、集落排水、合併処理浄化槽、し尿処理）においては、人口減少や少子高齢化の急速な進行、逼迫する財政状況さらには地球温暖化対策等、克服すべき課題が山積している。
- このため、各事業の枠組みを超えた連携が必要となっている。
- そこで、県と市町村の協働等により、生活排水処理事業の経営基盤を強化し、快適で安心した暮らしを次世代に引き継ぐことを目的とした「あきた循環のみず推進計画」を策定した。

2 概要

(1) 計画主体

県、市町村及びし尿関係一部事務組合

(2) 目標年度

平成30年度

(3) 計画の主な内容

目標像1 きれいな水環境と快適な暮らし

施策① きれいな水環境と快適な生活環境の提供

- ・取組・・・計画的な施設整備による未普及地域の解消、接続率の向上
- ・数値目標 汚水処理人口普及率 90%
- 生活排水処理水洗化率 90%

施策② 継続的なサービスの提供

- ・取組・・・施設の適切な管理

目標像2 適正管理と経営

施策① 安定的な処理施設の運転

- ・取組・・・長寿命化計画の策定・実施、耐震化計画の策定・実施

施策② 経営基盤の強化

- ・取組・・・広域共同化による事業の効率化、長寿命化によるライフサイクルコストの最小化
- ・数値目標 経費回収率 65%

目標像3 県と市町村との協働等

施策① 生活排水処理の広域共同化

- ・取組・・・下水道・集落排水・し尿の共同処理、広域汚泥処理施設の建設計画推進

目標像4 地球環境への貢献

施策① 下水バイオマスの利活用の推進

- ・取組・・・下水道・集落排水・浄化槽等の汚泥共同処理、汚泥焼却灰の利活用 等
- ・数値目標 汚泥利活用率 60%

雪沢大橋の補修工事について

平成24年9月14日
道 路 課

1 これまでの状況

昨年6月にケーブルが破断した雪沢大橋（県道大館十和田湖線）については、施工者の銭高・ピーエス共同企業体と協定書を締結し、同企業体の負担による補修工事が進められてきた。

破断したケーブルと15本の残存ケーブルについても順次取り外し、全て新品に張り替えを実施した。

2 今後の見通し

今後は、舗装補修工事を実施し、予定どおり9月末には供用を開始する予定である。

ケーブルの張り替え状況



海拔表示シートの設置について

平成24年9月14日
道 路 課

1. これまでの経緯

- 平成24年5月、国土交通省は、東日本大震災を踏まえ津波被害を軽減するための対策として、道路標識柱等の道路施設などに海面からの標高を示す海拔表示シートを掲示することを決め、自治体にも同様の対応をするよう要請した。
- これを受け平成24年7月、県警察本部、県内の国土交通省河川国道事務所、東日本高速道路株式会社や県などで構成する「秋田県道路交通環境安全推進連絡会議」において、県内における海拔表示シートの整備方針が決定された。
- 海拔表示シートの整備方針の主な内容
 - ・シートの仕様：
形状、色、材質、文字フォント等
 - ・整備範囲：
市町村が作成した津波ハザードマップ上の全区間
 - ・設置対象物：
道路標識柱等の道路管理者が所有する既存構造物など
(高速道路等自動車専用道路は対象外)

※市町村に対しては、整備方針を参考送付し海拔表示シートの設置の推進を要請した。

2. 今後について

- 直轄国道及び県管理道路の双方とも、本年度内に整備完了予定。
- 現在、県が進めている地震被害想定調査により津波ハザードマップの改定等があった場合には、整備範囲について見直しを行う。



図1 海拔表示シートの様式案

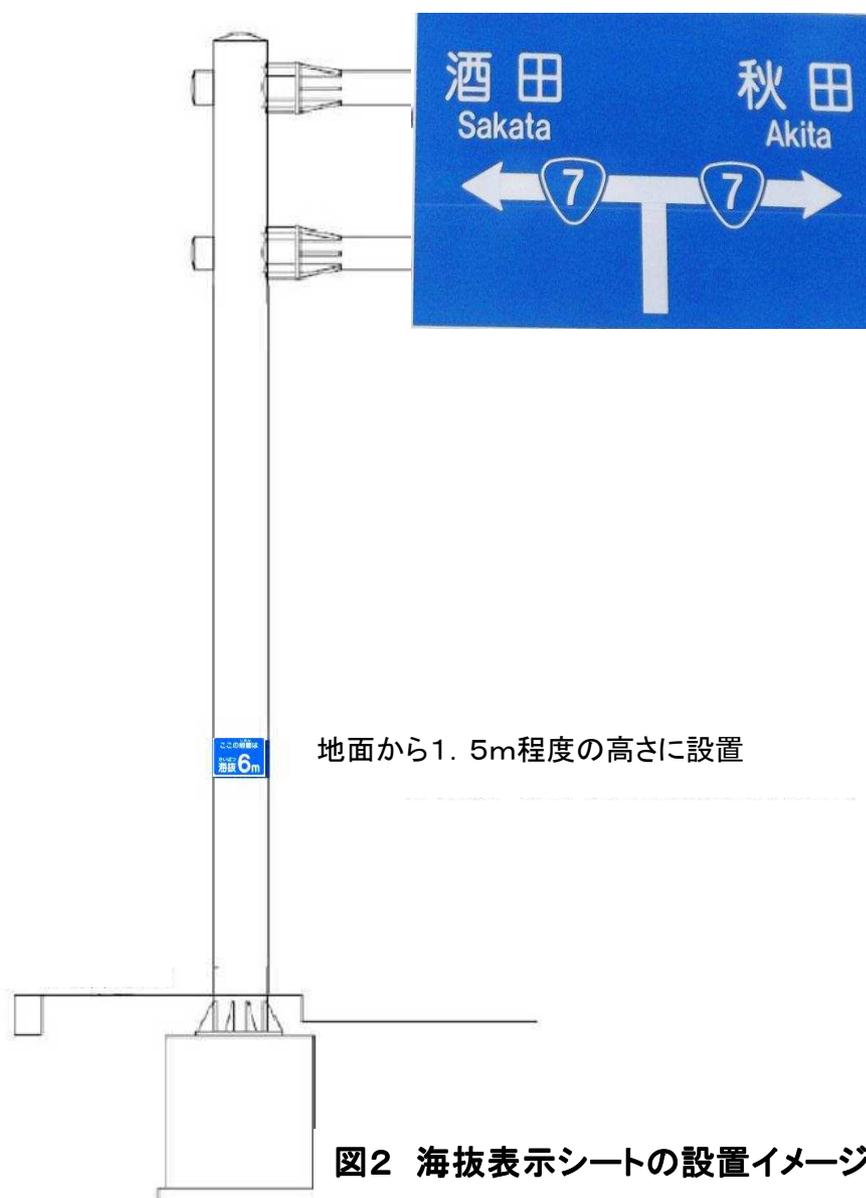


図2 海拔表示シートの設置イメージ